

5. 皆様の疑問にお答えします

Q：石田地区に都市計画で北川原公園を作ると言う計画ができた経緯は。

A：1959年（昭和34年）日野市衛生処理場として、し尿処理を開始、さらに、1978年（昭和53年）には下水道事業基本方針で下水処理場の設置を決定、1992年（平成4年）から稼働を開始しました。

市では、いわゆる迷惑施設の集中する地元住民に対し、「同じ市民の間に加害・被害の格差をつくらないために、東部地区に豊かな対策と感謝をもってのぞむ」と広報ひので表明し、1979年（昭和54年）北川原公園を都市計画公園として位置づけました。

Q：3市共同ごみ処理の必要はあったのか。

A：国分寺市・小金井市から共同処理の申し入れを受け、検討し、財政面・環境面等から広域化を選択しました。

Q：ごみ搬入ルートを変更する必要、通行路を作る必要はあったのか。

A：以前からの地元要望として、浅川堤ルートから住宅の少ない多摩川堤ルートへの変更要望があり、より住環境への影響を少なくするため公園内の通行路を用いたルートに変更しました。

Q：今のごみ搬入路が公園の支障になっているとは感じない。そのまま良いのではないのか。

A：都市計画法違反の判決を受けたため解消しなければなりません。

Q：都市計画を変更しなかった事が都市計画法違反であれば、都市計画を変更すれば良いのでは。

A：違法解消には様々な方法があります。あらゆる方法を検討していきます。

Q：損害賠償額約2.5億円は何の金額か。

A：北川原公園内に通行路を設置するための設計費や工事費の総額です。

Q：約2.5億円を請求せよとの判決を放棄できるのか。また、放棄した理由は。

A：地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決で請求する権利を放棄することはできます。なお、地方自治法の趣旨に照らして不合理な放棄は許されません。

放棄した理由について、市長一人が行ったことではなく、個人としての負担が重過ぎること、市政の委縮・停滞を招く恐れがあること、真に反省し市長の1年分の報酬全額相当を返上し、住民合意で違法性解消に取り組むことを示したこと等により、日野市議会は債権放棄を審議し全会一致で可決しました。詳しくは市議会ホームページをご覧ください。（2面QRコード※6）

6. 説明会について

この資料をお読みいただいた上で、ご意見ご質問等のある方は担当課へご連絡いただくか、下記により説明会を開催しますのでご参集ください。

日時：令和5年 月 日（ ）19時から

場所：石田環境プラザ 2階会議室

その他：

会場案内図

発行日：令和5年 月 日
発行者：〒191-8686 東京都日野市神明1-12-1 日野市役所
担当課：環境共生部緑と清流課 ☎042-514-8307(直通)、施設課 ☎042-514-0444(直通)



～日野市からのお知らせ～

北川原公園ごみ搬入路裁判に関する経過の報告 及び違法性解消について

(北川原公園周辺4自治会エリア市民向け説明資料)

案

2023.03.09

1. はじめに

日野市では3市（日野市、国分寺市、小金井市）で共同処理する可燃ごみ処理施設へのごみ収集車の通行路を北川原公園予定地内に設置しました。この通行路が都市計画法に違反するとして提訴され争ってきた裁判（住民訴訟）で市の敗訴が確定しました。

市では判決を重く受け止め、市民の皆様へ深くお詫び申し上げると共に、北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯をとらえ直し、この公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めて、市民参画、住民合意のもと、あらゆる方策を検討し違法性の解消に取り組んでまいります。

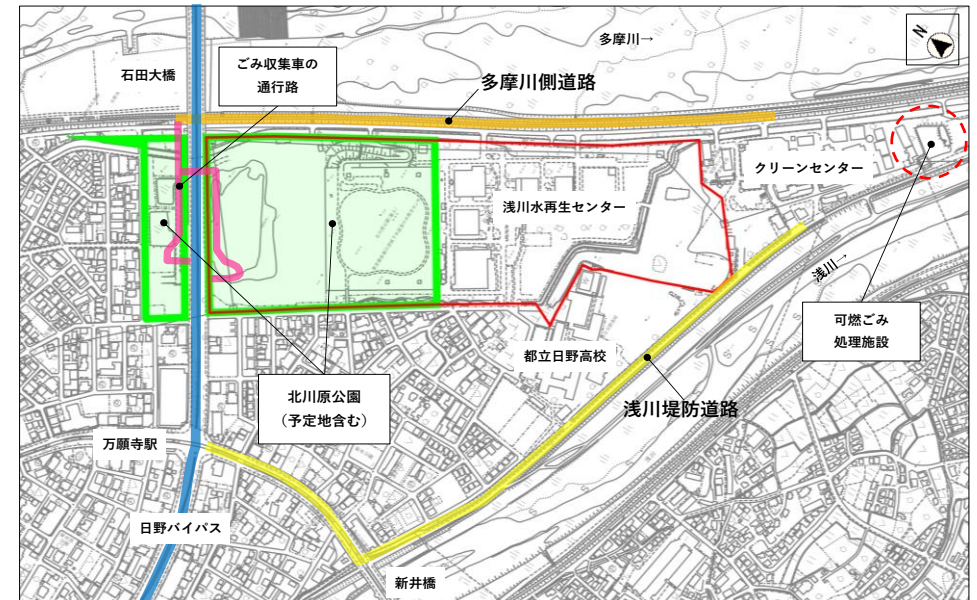
2. 資料配布の目的

今後進める違法性解消の検討にあたり、公園内に通行路を設置した背景や経緯、何が問題であったのか等を市民の皆様へ理解していただくために作成したものです。

3. 概要説明（位置関係）





3市で共同処理する可燃ごみ処理施設（下図右上赤点線）へは浅川堤防道路又は多摩川側道路を通行する必要があります。国分寺市、小金井市からは石田大橋（下図青色）を利用する経路が至近となります。

今回問題になったのは、公園を作ると言う都市計画を変更せずに、北川原公園内（下図緑色）にごみ収集車の通行路（下図ピンク色）を設置したことが都市計画法違反との判決を受けたものです。



4. このたびの裁判の流れ

市が北川原公園予定地にごみ搬入路を設置したところ、設置は違法であると提訴され、最高裁で市の敗訴が確定しました。その経過、判決後の動きについて順を追って説明します。紙面の都合上、詳細は市のホームページ等をご覧ください。紙ベースが必要な方は担当課（4面参照）にお問い合わせください。

<h3>①北川原公園予定地にごみ搬入路を設置</h3>	<h3>②住民監査請求から住民訴訟へ（※3）</h3>	<h3>③判決</h3>	<h3>④違法性解消に向けて</h3>
<p>【背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3市共同ごみ処理の決定（小金井市、国分寺市からの搬入） ・従来の浅川堤防道路のごみ搬入ルートを変更するよう地元からの要望あり ・新可燃ごみ処理施設は3市覚書（※1）により30年間限定 ・30年後は公園とする意図 ・よって、都市計画（公園）はそのままに北川原公園予定地内に専用路を設置（30年間の暫定利用） <p>【位置づけの変更】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その後、「公園兼用工作物活用計画」を策定 ・公園の効用を高める施設＝公園兼用工作物（※2）として供用開始 	<p>【原告の主張】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画の変更手続きをしないでごみ搬入路を設置することは都市計画法違反であり、市長の裁量権を逸脱するので公金の支出は違法。 ・北川原公園は迷惑施設が集中する地域住民に感謝の意をこめて地域の環境改善のために都市計画決定された。ごみ搬入路は環境をよくする公園機能と両立しない。 <p>【被告（日野市）の主張】</p> <p>左記①欄のとおり</p> <p>【経過】（住民監査請求）</p> <p>日野市監査委員会による監査の結果、住民の請求を棄却（※4）</p>	<p>【経過】（住民訴訟）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1審：市の敗訴、市が控訴 ・2審：市の敗訴、市が上告 ・最高裁：市の上告不受理、判決確定（※5） <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市計画を変更せず通行路を設置したことは都市計画法違反 ・市に損害を与えたとして市長個人としての大坪冬彦に約2.5億円の支払い請求をせよ。 <p>【理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通行路はごみ運搬車の通行路で公園の効用を有するものとは言い難い。 ・（30年間の使用は）暫定的な利用とは言えない。 ・通行路の設置は都市計画の実質的な変更と評価すべきもの。 	<p>【市の考え】</p> <p>判決後、市は『立ち止まって検討すべき時期があったが、3市のごみを溢れさせなくてはならないとの思いから前へ進めた』ことを反省し、原告団と合意書を取り交わしました。</p> <p>これは、地方自治の本旨、住民自治のあり方、市民参画のあり方と言う問題に大きく関わるものとして受け止めています。</p> <p>【合意書の4項目（全文）】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 北川原公園が都市計画決定された歴史的経緯から、同公園の早期実現と公園外へのごみ搬入路の設置が求められていることを踏まえ、技術的、財政的な問題も含めてあらゆる方策を検討する。広く市民（原告団を含む）、研究者、専門家などを募り、市民参加、住民合意のもとに検討をすすめる。 2. 新可燃ごみ処理施設の計画・建設過程において、行政に対する不信任感、住民同士の意見対立を招いたことを市長として深く反省し、日野市から「概ね30年間で撤退」する日野市・国分寺市・小金井市3市覚書（※1）を再確認し、すみやかに協議を開始する。 3. 脱焼却を含めたごみゼロ社会の実現を目指し、「30年間で撤退」することを市民と共有し、市民参加で抜本的なごみ減量の取り組みをすすめる。 4. 市長は、確定した判決の内容、及び上記各項の合意に基づく日野市の方針を国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に報告し、理解と協力を求める。市長は、国分寺市、小金井市、浅川清流環境組合に対して判決および合意の内容などを、原告団とともに直接報告する機会をつくる。
<p>※2：公園兼用工作物とは？ 都市公園と相互に効用を兼ねる施設。「河川、道路、下水道その他の施設又は工作物」と都市公園法で定められています。</p>			
<p>※3：住民監査請求・住民訴訟とは？ 住民監査請求は市に不当な会計行為等があるとき監査を求めることができる制度で住民訴訟の前提となります。監査の結果に不服等があった場合に裁判所へ訴訟を起こすことができます。</p>			
<p>※1：3市覚書 ※4：住民監査請求 ※5：住民訴訟 ※6：債権放棄</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">     </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>■裁判（住民訴訟）の構図</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>【原告】 住民監査請求をした市民</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-right: 10px;"> <p>【被告】 日野市の執行機関としての日野市長</p> </div> <div style="margin-right: 10px;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>市の敗訴</p> </div> </div> <p>日野市の執行機関としての日野市長大坪冬彦は、個人としての大坪冬彦に対し約2.5億円の損害賠償を請求しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>⑥債権放棄</p> <p>【内容】 約2.5億円の市の債権を放棄する議案を日野市議会に上程</p> <p>【審議】 慎重に議論を尽くした結果、全会一致で可決（※6）</p> </div>			